

消防署からのお知らせ

令和5年11月9日から11月15日まで、秋の全国火災予防運動週間です

火災になったときに命を守るために

- ① **避難経路**を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ② **消火器**の設置場所と使用方法を確認する。
- ③ 火災のときは、**大声**で周りに知らせながら逃げる。
- ④ **住宅用火災警報器**を設置し点検する。

お家で火を出さないために

- ① **寝たばこ**はしない。灰皿には水を入れる。
吸い殻は必ず水に浸してから捨てる。
- ② **ストーブやヒーター**は、布団や洗濯物など燃えやすい物の近くで使わない。就寝時にスイッチを切る。
- ③ **ガスコンロの周り**に、物を置かない。
そばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④ **コンセント**は、たこ足配線しない。
劣化した電気コードを使用しない。



宮崎県消防救助技術指導会 惜しくも入賞ならず

宮崎県内の消防士が救助技術を競う県消防救助技術指導会(県消防長会主催)が5月26日、宮崎市北消防署東分署でありました。この日は、県内の10消防局・本部から88人が出場し、火災や災害現場を想定した7種目で、日頃の訓練の成果を披露しました。

串間市消防署からは1チーム(3人)が、トンネルを使って要救助者を助け出すタイムや動作の正確性を競う「種目：ほふく救出」に臨みました。

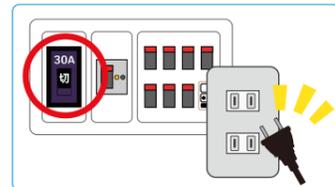
参加した串間市の隊員は「会場は緊張感に包まれていて、その中で訓練を行えたことが大きな経験となりました。ほふく救出には14チームが参加し、タイムは他のチームも同じくらいでした。しかし、入賞は2チームのみという結果で、正確かつ迅速に行うことが大切であるということを実感しました。今回の経験を生かし、来年度の指導会では入賞、さらに全国大会への出場が狙えるよう継続して訓練に取り組めます」と力強く話してくれました。



上籬消防士(左)、吉田消防士(中央)、坂回消防士(右)

地震直後の行動

- 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう
- 石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう



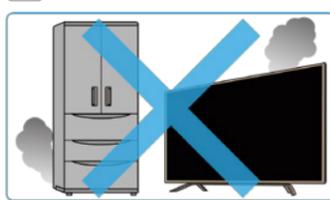
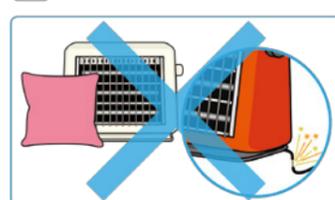
日頃からの対策

- 住宅用火災警報器の定期的作動確認を行い、10年を目安に新しいものに取替えましょう
- 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



地震発生からしばらくして (電気やガスの復旧、避難からもどったら)

- ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう
- 再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう(煙、におい)



串間市消防本部庶務係 ☎72 - 4151

たぐさます

メニュー(予定)

揚げないおろしぼん酢チキン、たっぷりきのこのマリネ、青菜とチーズのわさびヨーグルト和え、トマトのカレオニオンドレッシング、デザート
(※メニューは変更になる場合があります)

申請 医療介護課健康増進係

☎72-0333

第18回「わけもん」の主張 南那珂支会予選会参加者募集

趣旨

若者が選挙や政治に対し、日ごろ考えていることや感じていること、求めていることについて意見発表することにより、有権者または有権者になる者として政治や選挙に関する意識を高めるとともに、県民の主権者意識を高め、政治や選挙への参加意欲を高めることを目的としています。

日時 令和6年1月16日(火) 午前9時半

場所 串間市議会議場(予定)

対象者

平成6年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、本市に住所を有する者

募集人員 15名(応募者多数の場合、書類選考を行います)

発表内容

有権者として、または未来の有権者として、政治や選挙について考えていること、感じていること、求めていることについての発表とし、演題は自由とします。

発表時間

1人あたり5分以内

その他

本予選会において優秀な成績を収めた者は、令和6年2月17日(土)に宮崎県防災庁舎にて行われる大会に推薦いたします。

申込締切 12月1日(金)

串間市選挙管理委員会 ☎72-4557

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象=遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時=10月15日(日)午前8時~正午
- 場所=日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他=平日に事前の電話受付をいたします(午前8時半~午後5時)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。

問 日南公証役場 ☎23 - 5430

②行政相談

- 相談対象=行政に対する意見や要望、相談など
- 日時・場所=22ページをご覧ください。

問 市民生活課生活環境係 ☎72 - 1356

③法律相談

- 相談対象=ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時=10月20日(金)午後1時~終了次第(要予約)
- 場所=市総合保健福祉センター

問 串間市社会福祉協議会 ☎72 - 6943

④人権相談

- 相談対象=セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所

- ①10月2日(月)午前10時~午後3時 市役所地下D会議室
- ②11月13日(月)午前10時~午後3時 都井支所

問 総務課総務係 ☎72 - 4557

⑤年金相談

- 相談対象=高齢、障害、遺族などの年金請求および相談
- 日時・場所

- ①10月5日(木)午前10時~午後3時 市役所1階B会議室
- ②11月2日(木)午前10時~午後3時 市役所1階B会議室
- その他=事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間=平日午前8時半~午後5時15分

問 市民生活課市民係 ☎72 - 1117
都城年金事務所 ☎0986 - 23 - 2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象=消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時=10月17日(火)午前10時~午後3時

- 場所=市民生活課市民相談室
- その他=事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。

問 日南串間消費者生活センター ☎23 - 4390